

# にちようび訪問入浴看護

## 営業所指定訪問入浴介護・指定介護予防訪問入浴介護

### 運 営 規 程

#### (事業の目的)

第1条 合同会社にちようび訪問入浴看護が開設する指定訪問入浴介護及び指定介護予防訪問入浴介護の事業所（以下「事業所」という。）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、当社の看護職員又は介護職員が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

#### (運営の方針)

第2条 訪問入浴介護事業者及び介護予防訪問入浴介護事業者の行う事業の方針は、次にあげるものとする。

- (1) 看護職員又は介護職員などは、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の援助を行うことによって、利用者の身体の清潔保持、身体機能の維持等を図ることを旨として行う。
- (2) 事業は、要介護状態又は要支援状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態になることの予防に資するよう、利用者の状態に応じて適切に行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して予防に努めることで、緊急事態に対しても備える。
- (3) 事業の実施にあたっては、関係市区町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- (4) 事業の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、公正中立に行う。
- (5) 事業の運営にあたっては、自らその提供する事業の質の評価を行い、常にその改善を図ることとする。

#### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

一 名 称 にちようび訪問入浴看護

二 所在地 神奈川県高座郡寒川町中瀬 3-9 リトルウッド湘南 102 号室

#### (職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 勤務する職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

一 管理者 常勤兼務(看護職員)1名

管理者は、事業所の従業者管理及び業務の管理を一元的に行う。

二 看護職員 2名

(常勤兼務1名 非常勤兼務4名)

看護職員はバイタルチェックからサービス提供の最終決定を行うとともに、入浴介助等を行う。

三 介護職員 8名

(常勤兼務5名 非常勤兼務3名)

介護職員の内、1名をサービス提供の責任者とし、現場の全てを管理と入浴の介助及び準備を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

一 営業日 月曜日から日曜日まで(祝日は営業する)。

ただし、12月31日から1月3日までを除く。

1月3日に関しては適宜営業する可能性がある。

営業時間 午前9時00分～午後17時00分とする。

\*電話等、24時間常時連絡が可能な体制とする。

備考： 利用者の要望によりサービス時間外も対応

(訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護の提供方法及び内容)

第6条 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 事業の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対しここに規定する運営規程の概要、看護職員及び介護職員等の勤務体制その他の利用申込者の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該サービス提供の開始について利用申込者の同意を得ることとする。また、説明においては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又は家族に対して理解しやすいように説明を行う。
- (2) 事業の開始前に調査のため訪問し、入浴実施手順、医師の入浴許可否意見書の確認、バイタルサインチェック、利用者のADL心身状況聴取・観察、家族・介護者への聴取、作業に関する状況確認、又は利用者の要望を勘案し、介護支援専門員による居宅サービス計画に基づき、調査を行う。
- (3) 居宅サービス計画及び介護予防サービス計画に沿ってサービスを提供する。必要時、訪問入浴介護計画及び介護予防訪問入浴介護計画作成する。
- (4) 入浴実施日を利用者の希望日時に合わせて予定を組み、前月25日までに予定表カレンダーなどで連絡し、次月の入浴実施日は可能な限り利用者の都合に合わせて日程・曜日・時間・職員・サービス計画の変更などの調節を行うものとする。法定代理受領サービスに該当する利用料等を徴収し領収書を発行するとともに、利用者に次回訪問予定日時・変更等の確認を行う。
- (5) 事業の提供は、1回の訪問につき、看護職員1名及び介護職員2～3名をもって行うものとし、これらの者のうち1名を当該サービスの責任者とする。また、介護予防訪問入浴介護において、

看護職員 1 名と介護職員 1 名で訪問することがある。ただし、身体状況に応じ、介護職員 2 名を配置することを視野に置く。

- (6) 看護職員・介護職員は、入浴の準備・入浴前の心身状態の確認・脱衣・入浴・着衣・入浴後の心身状態の確認を、細心の注意を払い行う。
- (7) 電子カルテ運用にて、利用者には入浴実施確認の方法は、利用者か家族へ実施内容の説明及び入浴実施記録簿・実施報告書の入力確認を経て入浴実施完了とする。
- (8) 事業の提供にあたっては、入浴技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- (9) 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の適切な把握に努め、利用者又はその家族に対して、適切な相談及び助言を行う。
- (10) 事業の提供にあたっては、利用者にかかわる指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議などを通じて、利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況の把握に努める。
- (11) 居宅サービス計画、サービス担当者会議などの記録、その他の事業の提供に関する記録の保管方法については、利用者の人権やプライバシー保護の為、施錠のできる書庫等に整頓して保管するものとする。
- (12) 当該事業を受けている利用者が正当な理由なしに事業利用に関する指示に従わず要介護状態等の程度を増進させた認められる場合や、不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしている等の行為を知り得た場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市区町村に通知する。

#### (衛生管理等)

第 7 条 事業の提供にあたっては、職員の安全及び、感染の概念に基づき、清潔・健康状態の保持に留意して管理する。サービスの提供に用いる設備、器具その他の使用に際して特に利用者の身体に接触する設備、器具その他の用品については、医療機関に準ずる方法にて適切に以下の通り管理する。

- (1) 手指の消毒 衛生的手洗い：適切な洗浄液にて流水による手洗いと速乾性アルコール製剤の使用。
- (2) ネットはじめとする器具類の消毒： スポルディングの分類を参考とする  
セミクリティカルとみなし、中性洗剤をつけたブラシにて有機物の除去し、適切な消毒薬を選択していく。広いスペクトルを示す中水準消毒薬、主に次亜塩素酸ナトリウム、鉄製品には無水アルコールを使用。  
なお、ノンクリティカル器具にはベンザルコニウム（逆性石鹼）を使用。  
これらの消毒薬の使用方法に関しては説明書に基づく。

#### (訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護の利用料等)

#### 第 8 条

1. 以下のすべては「介護職員処遇改善加算Ⅰ」、「介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ」、「介護職員等ベースアップ等支援加算」が統合された「介護職員等処遇改善加算Ⅰ」（合計 10%）、「サービス提供体制強

化加算 I、44 単位/回」、(合計 10%) 含まれた合計金額とする。なお、初回の入浴料金のみ、「初回入浴加算 200 単位」を加えた ( ) 内の料金とする。

**【訪問入浴介護】**

1.全身入浴 (看護職員同行)	15,417 円 (17,771 円)	利用者負担 1,542 円 (1,778 円) 2 割 3,085 円 (3,555 円) 3 割 4,626 円 (5,332 円)
2.清拭又は部分浴(洗髪、陰部、足部等の洗浄)	13,919 円 (16,273 円)	利用者負担 1,392 円 (1,628 円) 2 割 2,785 円 (3,256 円) 3 割 4,177 円 (4,883 円)

**【介護予防訪問入浴介護】**

1.全身入浴 (看護職員同行)	10,592 円 (12,946 円)	利用者負担 1,060 円 (1,295 円) 2 割 2,119 円 (2,590 円) 3 割 3,178 円 (3,885 円)
2.清拭又は部分浴(洗髪、陰部、足部等の洗浄)	9,575 円 (11,929 円)	利用者負担 958 円 (1,193 円) 2 割 1,916 円 (2,386 円) 3 割 2,873 円 (3,579 円)

\* 厚生労働大臣が定める基準(=介護報酬告示)は、事業所の見やすい場所に掲示を行う。

その他、介護保険料以外で徴収する費用介護保険外の自費による、全身入浴と清拭又は部分浴(洗髪、陰部、足部等の洗浄)は、上記の【訪問入浴介護】と【介護予防訪問入浴介護】の料金に準じた全額負担とする。

- 2 前項の費用の支払いの流れは、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明したうえで、請求書の配布と、支払い後には領収証を配布して支払いが完了する。
- 3 利用者の選定する訪問入浴のサービスの利用にあたって、電気・水、状況に応じてガスを使用する必要がある。その為、電気・水、状況に応じてガスの使用について事前に利用者またはその家族に説明し、了解を得られた場合に使用する事とする。
  - 1.電気 (入浴車の給湯器と排水ポンプ、ドライヤー等)
  - 2.水 (入浴サービス中の給湯の補給) 使用量 350~450 L
  - 3.ガス (状況により自宅のガス給湯器使用時)

- 4 利用者の選定する訪問入浴のサービスの利用にあたっては、それに要する交通費用は一切徴収しないこととする。

(苦情に対する対応方法)

第9条 自らが提供した事業等に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文章その他の物件の提出若しくは掲示の求め又は当該市区町村が行う調査に協力するとともに、市区町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って行うものとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。

寒川町・茅ヶ崎市・藤沢市一部

藤沢市一部：御所見・湘南台・遠藤・六会・湘南大庭・明治・善行の全域とする。

その他、周辺地域へのサービス提供も相談の上で対応する。

(サービスの利用にあたっての留意事項)

第11条 利用者はサービスを受けるにあたり、次の点に留意することとする。

体調不良、入院等

で入浴が困難な場合、または、医師からの指示がある場合は速やかに当社サービス提供担当窓口へ連絡をいれる。

- (1) 満腹時空腹時の入浴は不適切な為、食事は入浴の1時間前に済ませておく。
- (2) 普段使用している入浴用品等の使用希望があれば、入浴前に用意しておく。
- (3) 訪問時間前にはなるべくトイレは済ましておく。
- (4) 訪問予定時刻において、交通事情などの事情により30分前後の時間の変更は承諾している。
- (5) 入浴後、体調によって布団類を減らすなどの温度調節を心掛ける。

(緊急時などにおける対応方法)

第12条 看護職員及び介護職員は、利用者に対する事業の提供を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する等必要な措置を講ずるものとする。利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

- (1) 事故及び事故に際してとった処置について記録する。
- (2) 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(その他運営についての留意事項)

第13条 事業所は看護職員及び介護職員に身分を証する書類を携帯させ、初回訪問時又は利用者若しくはその家族から求められたときは、これを掲示する旨を指導する。

- (1) 看護職員及び介護職員の質的向上を図るため、研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業

務体制を整備する。

1.採用時研修 採用後3ヶ月以内

2.継続研修 年2回

- (2) 事業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- (3) 従業者であった者に業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- (4) 看護職員及び介護職員等はその同居の家族である利用者に対する事業の提供をさせてはならない。
- (5) 居宅サービス計画、サービス担当者会議などの記録その他の提供に関する記録を整備しておくとともに、その完結の日から5年間保管しなければならない。
- (6) 湘南いしぐろクリニック（内科）と合同会社にちようび訪問入浴看護は協力医療機関として契約している。
- (7) この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 第14条（災害発生時）

介護保険法上におけるBCP（事業継続計画）策定指示に沿って、災害発生時などの緊急事態に備えて計画を立案しています。  
地域単位で具体的な対策を行い、万が一の事態に備えている。

#### 第15条（高齢者虐待防止）

サービス事業者は、常に配慮と、親身な接遇を持って接していき、虐待など、身体的、精神的、社会的な苦痛を与えないことを約束する。

#### 第16条（認知症介護基礎研修の実施）

訪問系サービス事業者として、介護職員は指定の認知症介護基礎研修を経て、修了書を取得した職員が入浴サービスを提供する。

#### 第17条（肖像権について）

サービス事業者は、利用者及び、その家族、家など、個人情報や明記されている書類、身体や創部などはじめ、本人または、その家族に了承を得た上で記録や写真を撮影する。

#### 附則

この規程は、令和6年6月1日から施行する。